

鳥獣の保護及び狩猟の適正化に関する法律施行細則の一部を改正する規則をここに公布する。

平成24年3月23日

香川県知事 浜 田 恵 造

香川県規則第13号

鳥獣の保護及び狩猟の適正化に関する法律施行細則の一部を改正する規則

鳥獣の保護及び狩猟の適正化に関する法律施行細則（平成12年香川県規則第38号）の一部を次のように改正する。

次の表の改正前の欄に掲げる規定を同表の改正後の欄に掲げる規定に下線で示すように改正する。

改正後	改正前
<p>(趣旨)</p> <p>第1条 この規則は、鳥獣の保護及び狩猟の適正化に関する法律（平成14年法律第88号。以下「法」という。）の施行について、鳥獣の保護及び狩猟の適正化に関する法律施行令（平成14年政令第391号）<u>、鳥獣の保護及び狩猟の適正化に関する法律施行規則</u>（平成14年環境省令第28号。以下「省令」という。）及び香川県鳥獣の保護及び狩猟の適正化に関する法律等に基づき知事が設置する標識の寸法に関する条例（平成24年香川県条例第1号。以下「条例」という。）に定めるもののほか、必要な事項を定めるものとする。</p> <p>(鳥獣捕獲等許可申請書)</p> <p>第2条 略</p> <p>(1) 略</p> <p><u>(2) 略</u></p> <p>2 略</p> <p>(関係機関等への通知)</p> <p>第5条 略</p> <p>(標識の寸法)</p> <p><u>第5条の2 条例第3条の規定により定める標識の寸法について必要な事項は、次のとおりとする。</u></p>	<p>(趣旨)</p> <p>第1条 この規則は、鳥獣の保護及び狩猟の適正化に関する法律（平成14年法律第88号。以下「法」という。）の施行について、鳥獣の保護及び狩猟の適正化に関する法律施行令（平成14年政令第391号）<u>及び鳥獣の保護及び狩猟の適正化に関する法律施行規則</u>（平成14年環境省令第28号。以下「省令」という。）に定めるもののほか、必要な事項を定めるものとする。</p> <p>(鳥獣捕獲等許可申請書)</p> <p>第2条 法第9条第1項の許可の申請書は、次の各号に掲げる場合の区分に応じ、それぞれ当該各号に定める様式によるものとする。</p> <p>(1) 略</p> <p><u>(2) 愛玩のための飼養の目的で行う鳥獣の捕獲又は鳥類の卵の採取の場合 第2号様式</u></p> <p><u>(3) 略</u></p> <p>2 略</p> <p>(関係機関等への通知)</p> <p>第5条 略</p>

- (1) 指定猟法禁止区域、休猟区又は特定猟具使用制限区域を表示する制札の寸法については、立木竹等に固定させる場合にあっては地上150センチメートル以上の場所で固定し、支柱を用いる場合にあっては支柱の地上部分の長さを80センチメートル以上とすること。
- (2) 鳥獣保護区、特別保護地区又は特定猟具使用禁止区域を表示する制札の寸法については、支柱の地上部分の長さを150センチメートル以上、支柱の太さを1辺7センチメートル以上とすること。ただし、当該太さは、木材を使用する場合のものであり、鉄材等を使用する場合であって、同程度以上の強度を有するときは、この限りでない。
- (3) 特別保護指定区域を表示する制札の寸法については、支柱の地上部分の長さを150センチメートル以上とすること。
- (4) 既存の工作物を利用して効果的に制札を設置することができる場合であって、当該制札を容易に視認できるときの当該制札の寸法については、前3号に定める寸法によらないことができること。

(鳥獣の保護に支障がないと認められる行為)

第6条 略

(鳥獣の保護に支障がないと認められる行為)

第6条 略

第2号様式 削除

第2号様式 (第2条関係)

(日本工業規格A列4番)

鳥獣捕獲等許可申請書 年 月 日

香川県知事 殿

住 所	
職 業	
氏 名	⑩
生年月日	年 月 日
電話番号	

鳥獣の捕獲又は鳥類の卵の採取の許可を受けたいので、鳥獣の保護及び狩猟の適正化に関する法律第9条第2項の規定により申請します。

捕獲又は採取の目的	愛玩のための飼養
捕獲又は採取の期間	年 月 日から 年 月 日まで
捕獲又は採取の区域	
捕獲する鳥獣又は採取する鳥類の卵の種類及び数量	
捕獲又は採取の方法	
捕獲又は採取をした後の処置	
省令第7条第1項第7号に規定する場合に該当するときは、その場所の位置、名称及び理由	
申請者の属する世帯において現に飼養している鳥獣の種類及び数量	
申請日以前5年の間に愛玩のための飼養を目的として法第9条第1項の許可を受けたことがある場合は、当該許可に係る鳥獣の種類及び数量	

注 氏名の記載を自署で行う場合は、押印を省略することができます。

附 則

この規則は、平成24年4月1日から施行する。